金口議員（民主県政会）

平成 28 年２月 22 日
教 育 長 答 弁 実 録
（ 教 育 委 員 会 ）

（問）主権者教育の確立について

昨年の第１８９回国会において，公職選挙法等の一部を改正する法律が可決・成立し，選挙権を有する者の年齢が満２０歳以上から満１８歳以上に引き下げられた。

若者の政治参加が重要な課題となる中，１８歳選挙権の実現は若年層の社会参加，政治参加を促進させ，民主主義を発展させるためにも，大いに期待される。

政治的教養を育む教育を一層推進するに当たっては，政治や選挙に関する知識に加え，教育基本法第１４条第２項に基づき，学校の政治的中立性を確保しつつ，現実の具体的な政治的事象も取り扱い，生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう，具体的かつ実践的な指導を行うことが求められる。

そこで，若者が自ら考え，判断し，行動する，自立した一国民，一県民としての能力を育む主権者教育を，高等学校はもとより，小中学校段階から行う必要があると考えるが，教育長の認識を伺う。

（答）

主権者教育である政治的教養の教育は，国家・社会の形成者として，必要な資質を養うことを目標に，小・中・高等学校などにおいて，学習指導要領に基づき，児童生徒の発達の段階に応じて行うこととされております。

具体的には，小・中学校段階では，

・　児童生徒が町民アンケートの結果を基に，人口減少などの課題を見いだし，他者と協働しながら解決策をまとめ，子供議会で提案するなどの取組や，

・　選挙管理委員会による出前講座や模擬投票などの体験的な学習活動

を進めているところでございます。

また，高等学校におきましても，小・中学校の学習を踏まえ，生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう，ディベートやグループ討議などを通して，現実の具体的な政治的事象を取り扱った学習活動を行っているところでございます。

教育委員会では，現在，広島版「学びの変革」アクション・プランを策定し，主体的な学びを促す取組を進めているところであり，この度の選挙権年齢の引下げに伴い，関係機関と十分に連携しながら，政治的事象を取り扱った学習活動におきましても，より主体的な学習が進むよう取組を一層充実させてまいります。